

外国株券振替決済制度における個人データの第三者提供に係る規定整備について

平成17年10月25日
株式会社東京証券取引所

1. 趣旨

本年4月1日に個人情報の保護に関する法律が全面施行されたことにより、住所・氏名等の個人データを取り扱う事業者が当該個人データを第三者に提供する場合には、本人からの同意取得が義務付けられたことに伴い、顧客は、外国税務当局への税金還付手続き等、外国株券振替決済制度において必要となる個人データの第三者への提供に同意する旨を外国証券取引口座に関する約款に定めることとし、受託契約準則において所要の規定整備を行うこととします。

2. 概要

顧客が以下に掲げる個人データの提供に同意する旨を外国証券取引口座に関する約款に定めることとします。

- (1) 外国証券の配当に課せられる源泉徴収税に係る軽減税率の適用・還付等の手続を行う場合の現地税務当局・現地保管機関等に対する当該手続きに必要な個人データの提供
- (2) 外国証券の発行者が有価証券報告書の作成や実質株主向けの情報提供等を行うために必要な個人データの提供

3. 施行日(予定)

平成18年1月の施行を目途とします。

以上